

◆ 放射線業務従事者指定申請手続き

放射線下作業を行う者は被ばく線量、作業歴および健康状態等の継続的な把握が必要なため、放射線業務従事者として登録され、十分な管理の下におかれます。そのためには、次の条件が揃っていないはいけません。

- ① 放射線管理手帳の発行を受けていること
- ② 過去の被ばく線量が把握できていること
- ③ 健康診断を受診していること
- ④ 放射線防護教育（特別教育その他の安全衛生教育）を受講していること

◆ 区域区分による管理

放射線業務は、管理区域という特別な管理を受ける区域で行いますが、放射性物質による汚染の程度、あるいは放射線の強さの程度に応じ、さらに管理区域を区分し、その区分ごとに必要な汚染管理と線量率管理を実施しています。具体的な区域区分は次のとおりです。

① 汚染による区分（区分—A、B、C、D）

Aは汚染のない区域であり、汚染区域のレベルは、 $B < C < D$ となり、作業場所の汚染管理、着用する保護具の選択は区分Dが最も厳しくなります。

② 線量率による区分（区分—1、2、3）

線量率のレベルは $1 < 2 < 3$ であり、外部放射線に対する管理は区分3が最も厳しくなります。

上記①と②を下表のように組み合わせて用います。3D区域が最も厳しい放射線管理が要求されることとなります。

		汚染レベル			
		A	B	C	D
線量率レベル	汚染区分 線量率区分				
	1	1A	1B	1C	1D
	2	2A	2B	2C	2D
	3	3A	3B	3C	3D

◆ 保護具の着用

放射性物質による体表面汚染や内部取り込みを防止するため、汚染レベルに応じた適切な保護具（全面マスク等の呼吸用保護具や保護衣等）を着用する必要があります。

① 着用すべき保護具の確認

- ・放射線管理計画書や防護指示書による着用指示
- ・ツールボックスミーティングでの確認
- ・現場掲示板で確認

② 着用時の注意事項

- ・破損等異常の有無の確認
- ・正しい装着状態の確認

③ 着用中の注意事項

- ・着用している保護具には触れない、外さない。
- ・着用している保護具が破損した場合は直ちに作業場所から退出



◆ 個人線量の管理

作業を行うときは、事業者や発電所等が定めた管理目標値を超えない範囲で個人ごとに計画線量が決められます。作業で受けた線量が計画範囲内に収まっているか否かを日々チェックし、問題があるときは、作業方法や作業環境の改善等の対策を検討する必要があります。

個人の被ばく線量を測定し、その結果を評価することを個人モニタリングといい、作業中はそのための測定器を着用する必要があります。着用に当たっては、次の点に注意して下さい。

① 着用時の注意点

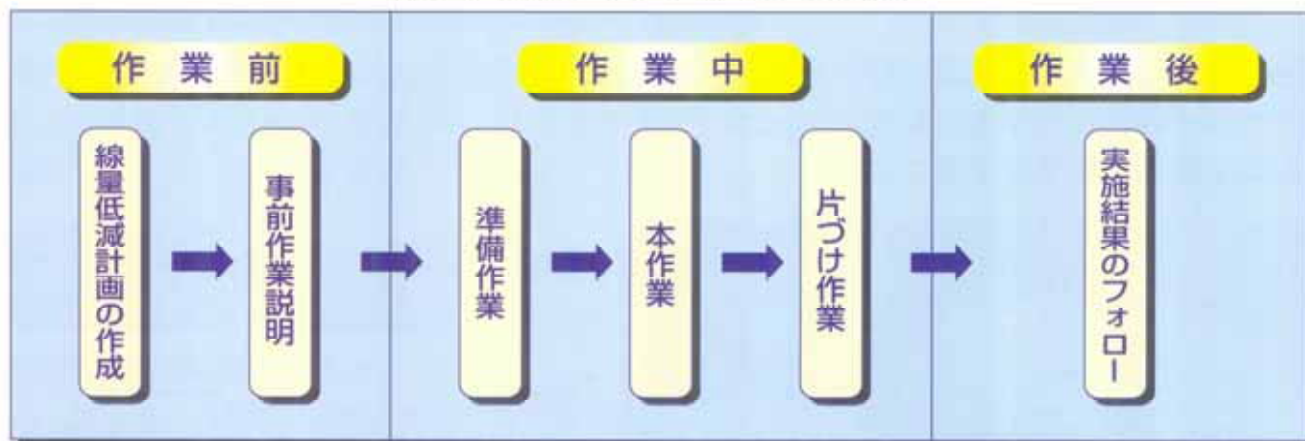
- ・着用部位は正しいか
- ・測定器の種類は指示されたとおりか（アラーム設定等）

② 作業中の注意点

- ・アラームは鳴っていないか
- ・測定器に衝撃を与えない（落とさない、ぶつけない）



線量低減の全体的な流れ

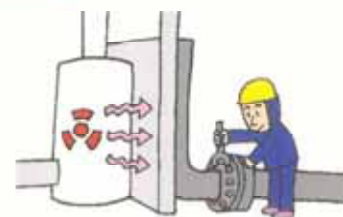


◆ 作業開始前における注意事項

- ① 作業内容説明会………しっかり確認すること
 作業に先立ち、作業管理者を含めた打合せが行われますので、作業の内容や線量低減計画の内容を確認し、十分理解しておく必要があります。
- ② ツールボックスミーティング………しっかり理解すること
 毎日のツールボックスミーティング（作業前に実際の作業現場で行うミーティング）で、昨日の作業実績を確認するとともに、当日の注意事項等を十分把握する必要があります。

◆ 線量低減のための準備作業における注意事項

- ① 遮へい物の設置時の注意点
 - ・短時間で作業が終了できる作業方法を選ぶ。
 - ・遮へい効果を高めるため隙間をつくらない。
 - ・遮へい状態の変化を毎日作業前に確認する。
- ② 作業場所設定時の注意点
 - ・廃棄物削減のため不要なシート養生はしない。
 - ・チェンジブレース（汚染区域の入口にある装備等の脱着場所）は低線量率の場所に設定する。
 - ・隣接した作業との取り合いを考慮して設置する。
- ③ ハウス・局所排気装置設置時の注意点
 - ・負圧維持のため開口部をできるだけ少なくする。
 - ・吸引口はできるだけ汚染源に近く、また風下側に設置する。
 - ・作業前に試運転を行い、所定の性能が得られていることを確認する。



遮へいを検討する要素

- ・線源が高線量率である
- ・遮へいしやすい
- ・線源付近での1日の作業時間が長い
- ・線源付近での作業者数が多い

